

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第8条に次の1項を加える。

- 5 平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者で、現に本市の区域内に居住しているものについては、前条第1項第1号に規定する条件を具備する者とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、東京電力原子力事故に伴う避難者について、市営住宅の入居要件を緩和することにより居住の安定を図り、もって避難者の不安の解消及び生活の安定を支援するため所要の改正をする必要による。